

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府日本学術会議事務局）

項 目 名	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、相続税、法人税		
要 望 の 内 容	日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号）（以下「法」という。）の成立により、令和 8 年 10 月 1 日に法人化される日本学術会議（以下「学術会議」という。）における安定的な財政基盤の確保に向けて、必要な税制上の所要の措置を講じるもの。 法人化後の学術会議においては、財源確保の方策の一つとして、学術の振興を目的とした寄附を広く募ることを想定している。学術会議への寄附を促進するため、個人・法人による寄附に係る税制上の特例措置・非課税措置を要望する。 ＜該当条項＞ 所得税関係：所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条第 2 号 相続税関係：租税特別措置法第 70 条第 1 項、租税特別措置法施行令第 40 条の 4 第 2 号 法人税関係：法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条第 2 号		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 学術会議は、法の施行により、令和 8 年 10 月 1 日より特殊法人となる予定である。 法第 1 条において、法人化後の学術会議は、「我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的」としている。 (2) 施策の必要性 我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、意思決定を行う政府にとってはもちろんのこと、社会や国民にとっても、学術会議の知見や役割はますます重要になってきている。 こうしたなか、学術会議の機能強化に向けて、その独立性・自律性を抜本的に高めることを目的とした法が第 217 回国会で成立し、令和 8 年 10 月 1 日の法施行に伴い、学術会議は特殊法人となる。 審議の過程においては、衆議院内閣委員会で、附帯決議案が提出され、この中で、「（略）日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。」とされているところ、賛成多数をもって附帯決議を付することが決した。（「日本学術会議法案に対する附帯決議」（令和 7 年 5 月 9 日衆議院内閣委員会））また、参議院内閣委員会においても、同趣旨の決議が採択されたところ（「日本学術会議法案に対する附帯決議」（令和 7 年 6 月 10 日参議院内閣委員会））。 法人化後の学術会議では、学術の振興を目的とした、個人・法人からの寄附を受け付けることを検討しているところ、以上のような経緯を踏まえ、学術会議に対する個人・法人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 28. 日本学術会議 【施策】 33. 日本学術会議に関する施策の推進
		政策の達成目標	我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	法人化後の学術会議に対し寄附を行った個人や法人が税制上の優遇を受けられることは、学術会議への寄附に対するインセンティブを付与する効果が期待される。 寄附により自主財源を確保することは、学術会議の安定的な財政基盤の確保に資するものであり、その独立性や自律性を確保しつつ、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという学術会議の目的の達成に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	学術会議への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を要望。 ・ 寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税） ・ 寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和9年度日本学術会議関連予算の概算要求

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	法第 48 条第 1 項では、「政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる」とされている。一方で、財政基盤の多様化を通じて自律的な活動を拡大する可能性が広がることは、法人化によるメリットの 1 つである。国の予算措置に加えて、寄附金等を通じて活動に必要な資金を確保することは、学術会議の安定的な財政基盤の確保に資するものであり、その独立性や自律性を確保しつつ、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという目的の達成に資するものである。
		要望の措置の妥当性	財政基盤を多様化し、自律的な活動の拡大する可能性が広がることは、法人化によるメリットの 1 つである。税制上の措置を講じることにより、学術会議が学術の向上発達を図るとともに、その独立性や自律性を確保しつつ、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという目的の実現が期待されることから、当該措置は妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
	これまでの要望経緯	令和 7 年度 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置を創設	